

1 法人事業税の不合理な暫定措置の即時撤廃

(提案要求先 総務省・財務省)

(都 所 管 局 財務局・知事本局・主税局)

法人事業税の不合理な暫定措置を直ちに撤廃し、地方税として復元すること。

< 現状・課題 >

平成20年度税制改正において、地域間の財政力格差の縮小の観点から、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の一部を分離し、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税が創設された。

この措置は、税の原則にもとり、地方分権に逆行するものであるが、都としては、あくまでも税制の抜本改革までの暫定措置としてやむなく認めたものである。

そもそも現在の地方の困窮は、国が「三位一体の改革」の名のもと地方交付税総額を削減した結果である。

ところが、今般、大幅な税収減により、国は、地方交付税総額自体が不足している現実を認め、地方が強く訴えてきた地方交付税の一部復元が行われた。このことは、都市の財源を地方自治体間の財政調整の手段とする小手先の対策では問題の本質的な解決にはならず、地方の財源不足は、国が自らの責任で解消すべき課題であることを改めて証明したものである。

< 具体的要求内容 >

国においては、問題の本質的な解決につながらないばかりか、地方税の原則を歪め、地方分権改革に逆行する法人事業税の不合理な暫定措置を直ちに撤廃し、地方税として復元すること。

2 地方分権改革の推進

1 抜本的な地方分権改革の実現

(提案要求先 内閣府・総務省・財務省)
(都所管局 知事本局・財務局・主税局)

- (1) 首都東京の課題をより迅速、効果的に解決できるよう、都の権限・責任を拡大すること。
- (2) 国の出先機関の事務・権限を地方へ移管し、国の出先機関を廃止・縮小すること。
- (3) 地方の自立的な行政運営に向け、国の関与を廃止すること。
- (4) 地域の実情に応じて、地方が条例で国の基準を変更することを可能にすること。
- (5) 権限とそれに見合う財源とを一体として移譲すること。

<現状・課題>

現在、地方分権改革推進法に基づき設置された地方分権改革推進委員会において、新たな分権一括法の制定に向けた検討が進められている。昨年12月の第2次勧告では、地方自治体の仕事を国が法令で細かく規定する自治事務に関する「義務付け・枠付け」4,076条項の廃止等の見直し、8府省15系統の国の出先機関の事務権限408項目のうち116項目の廃止等の見直し、地方整備局等の「地方振興局」や「地方工務局」への統合、出先機関の職員約35,000人の削減など、具体的な内容が勧告された。

しかし、国は、今年3月に示した「出先機関改革に係る工程表」において、この第2次勧告の具体的な内容を何ら盛り込まないなど、地方分権改革への姿勢が極めて消極的である。

抜本的な地方分権改革を実現し、地方自治体が自らの判断と責任において財政運営を行う「真の地方自治」を確立するためには、「地方にできることは地方に」を基本に据え、国の出先機関の事務・権限は住民に身近な地方に移管し、地方に対する国の関与は原則として廃止するなど、地方が地域の課題に主体的に対応できるよう、地方の権限を拡大すべきである。とりわけ、首都東京は、人やもの、企業、情報が集積しており、大都市特有の課題を一体的に処理することが求められている。現場を預かる都が、国に代わって課題解決に取り組めるようにする必要がある。

また、権限と財源とは車の両輪であり、地方が権限を行使し、住民に対する責任を果たしていくためには、権限に見合った財源が不可欠である。平成20

年度税制改正により、地方分権に逆行する地方法人特別税が創設されたが、本来必要なのは、地方税を充実させるなど、自立した地方が地域の課題に自主的に取り組める財源を確保することである。

< 具体的要求内容 >

- (1) 地方の自立を確立するため、地方分権改革の実現に向けた議論を着実に進め、積極的に権限移譲を行うこと。特に、首都東京の課題を、より迅速、効果的に解決できるよう、都の権限・責任を拡大させること。
- (2) 出先機関が現在行っている事務は、原則として地方へ移管するとともに、出先機関については廃止・縮小する方向で抜本的に見直すこと。
- (3) 地方が策定する計画に対する大臣協議・同意の義務付けなどの国の関与については、真に必要なもののみ限定したうえで、原則として廃止すること。
- (4) 地域の実情に合わせた施策の実施が可能となるよう、国が法令で定める基準で地方に関するものは、原則として標準的なものとして扱うこととし、基準を定める個別の法令に、条例による当該基準の強化や緩和、変更を認める規定を置き、地方が地域の実情に応じた運用をできるように、条例の規定範囲を拡大すること。
- (5) 地方が真に自立できるよう、権限の移譲とあわせて、それに見合う税財源が確保される税財政制度を構築すること。国庫補助金は、財源補完的なものを除き原則として廃止し、必要な財源を確実に措置すること。

2 地方分権に資する地方税財政の抜本的改革の推進

(提案要求先 内閣府・総務省・財務省)
(都 所 管 局 財務局・知事本局・主税局)

- (1) 地方税財政の抜本的改革を、地方分権に資するよう、早急に実現すること。
- (2) 地方消費税を含めた地方税源の拡充を図るとともに、地方の自立につながる、地方税の体系を構築すること。
- (3) 地方の実態を踏まえた、必要かつ十分な地方交付税総額を確保すること。

< 現状・課題 >

真の地方自治とは、地方自治体が自らの財源と自らの責任に基づいて行財政運営を行う「地方主権」を確立して初めて実現できるものである。

そのためには、国から地方への権限移譲、国の手続的関与の廃止・縮小等と併せて、国と地方の税財政制度を抜本的に見直し、一層の地方分権を進めるべきである。

今、必要なのは、地方自治体の課税権や受益と負担の関係などを踏まえ、自立した地方が地域の課題に自主的に取り組めるよう、権限に見合った財源を確保することである。

国は、地方分権改革の原点に立ち返り、地方の自立に資する地方税財政制度の抜本的改革を早急に実現するべきである。

< 具体的要求内容 >

- (1) 地方の真の自立を確立するため、地方が担う事務と責任に見合うよう、国から地方への税源移譲を推進し、地方税財源の拡充を図ること。また、安定的な財源である地方消費税について、税率の引き上げを含めた積極的な拡充を図ること。
- (2) 税制の見直しに際しては、地方税の応益原則や地方法人課税の税源涵養インセンティブを最大限尊重するとともに、地方分権に資する地方税の体系を構築すること。受益と負担という地方税の原則を無視した地方間の水平的財政調整については、行わないこと。また、法人事業税の一部国税化の暫定措置については、これを直ちに撤廃すること。
- (3) 地方の実態を踏まえた、必要かつ十分な地方交付税総額を確保するとともに、地方交付税の財政調整機能を堅持すること。また、「三位一体の改革」の名の下に削減した地方交付税を復元すること。

3 財政上の不合理な措置の是正

(提案要求先 総務省・財務省)

(都 所 管 局 財務局・主税局・会計管理局)

現在都が受けている、極めて不合理な措置について、地方税財政制度の抜本の見直しを待つまでもなく、速やかに是正すること。

< 現状・課題 >

(1) 地方道路譲与税・地方揮発油譲与税の譲与制限等、地方交付税の不交付を理由とする財源調整等の措置を受けている。

< 具体的要求内容 >

(1) 地方交付税の不交付を理由とする財源調整等を廃止すること。
地方道路譲与税・地方揮発油譲与税の譲与制限

4 法人事業税の分割基準の適正化等

(提案要求先 総務省)

(都 所 管 局 主 税 局)

(1) 大都市にとって不利益となっている分割基準の適正化を図ること。

(2) 不合理な分割基準の見直し等を行わないこと。

< 現状・課題 >

法人事業税の分割基準は、これまでに幾度も大都市にとって不利益な改正が行われており、法人の事業活動量を適切に反映したものとなっていない。

< 具体的要求内容 >

(1) 法人事業税の分割基準を、従業者数など法人の都道府県ごとの事業活動量を適切に反映したものとする。

(2) 地方団体間の財源調整の手段として、地方法人課税の分割基準の見直しを行うなど、税制の姿を歪める不合理な改正は行わないこと。

5 地方税収納金整理資金制度の創設

(提案要求先 総務省)

(都 所 管 局 財務局・総務局・主税局)

地方税収納金整理資金制度を創設すること。

< 現状・課題 >

現行制度では、地方税収入は、還付金控除前の、いわばグロスの収入額が一般会計に編入されているが、これには次のような問題がある。

過誤納金等の収入を一般経費の財源としていること。

還付金を一般会計予算に計上して支出するときは、予算上の制約から迅速な還付に支障が生ずること。

一方、国では、の問題に対処するため、昭和29年度に国税収納金整理資金制度を創設した。それ以降、国税収入等はいったん歳入歳出外として同整理資金に受け入れ、そこから還付金等を控除した額を一般会計又は特別会計に組み入れている。これによって、国税の還付金は、その財源が同整理資金に留保され、そこから支払われるので、歳出予算に制約されずに支払うことができるようになっている。

そこで、地方税についても、各地方団体の実状に合わせ、国税と同様の扱いができるように、地方税収納金整理資金制度を創設すべきである。

< 具体的要求内容 >

地方税収入の経理の合理化と、過誤納金の還付金等の支払に関する事務処理の円滑化を図るため、国税における国税収納金整理資金制度と同様の制度を創設すること。

6 地球温暖化防止対策の推進

1 実効性ある温室効果ガス削減対策の実施

(提案要求先 総務省・経済産業省・国土交通省・環境省)
(都所管局 環境局・主税局)

(2) 排出量削減義務化と排出量取引制度を導入するとともに、業務ビル対策や中小企業及び家庭での省エネ対策を促進するなど、具体的な実効性ある対策を早急に実施すること。

<現状・課題>

地球温暖化の進行を阻止するには、21世紀の半ばまでに全世界でCO₂の排出量を劇的に減少させる必要がある。しかしながら、現在の国の地球温暖化対策は、気候変動の危機を回避するために必要な規模とスピードからすれば、不十分であると言わざるを得ない。都は、世界に先んじて、東京を世界で最も環境負荷の少ない先進的な環境都市へと転換するため、「2020年までに、2000年比25%のCO₂削減」を目標に掲げ、都政のあらゆる分野でCO₂の大幅な削減を目指す10年プロジェクトを始動した。平成20年には、世界で初めてオフィスなど業務部門をも対象とした総量削減義務と排出量取引制度の導入などを盛り込んだ環境確保条例の改正を行い、地球温暖化対策を抜本的に強化したところであり、今後も、世界で最も環境と調和した都市の実現に向け、CO₂排出削減対策を強力に展開していく。

国においては、温室効果ガス削減の中期目標を、より高い水準に設定するとともに、事業者による自主的取組や国民に対する普及啓発等にとどまらない、実効性ある温暖化対策を推進するための措置を早急に講じる必要がある。

<具体的要求内容>

(4) 環境税の導入

環境税を導入する場合には、地方自治体が環境政策に果たす責任と役割等を踏まえ、地方税を主体とすること。

7 自動車排出ガスに係る大気汚染対策の強化

4 不正軽油対策

(提案要求先 経済産業省・環境省)
(都所管局 環境局・主税局)

不正軽油による環境悪化を防止するとともに、脱税・滞納などの問題に対処するため早急に対策を講じること。

<現状・課題>

不正軽油の使用に伴う大気汚染や不正軽油を製造する過程で副産物として発生する硫酸ピッチの不法投棄の問題などが生じている。

<具体的要求内容>

(2)生活環境や人の健康に影響が無く、除去の困難な新たな識別剤を早急に開発すること。